

水力発電所、変電所における附帯設備の電気事業法に基づく届出不備に係る報告について

平成 20 年 9 月 17 日

電源開発株式会社

当社は、水力発電所・変電所に附帯する設備である送風機・空気圧縮機について、電気事業法第 48 条第 1 項の規定に基づく工事計画届出における騒音規制法・振動規制法に係る特定施設としての届出不備が、他電力会社で確認・公表されたことを受け、同様事案の有無について点検調査を実施しました。その結果を踏まえ、届出不備の概要と原因および再発防止策について報告書を取りまとめ、経済産業省原子力・安全保安院に報告しましたので、お知らせします。

今回の届出不備の原因は、①関係法令に対する知識や理解の不足、②届出等の要否、内容についてチェックする仕組みが不十分であったことであると考えております。

当社は、今回報告した手続き不備に対しては速やかに是正を図ります。また、平成 18 年 11 月以降に明らかになった不適切事案に対して、これまで再発防止対策を実施しておりますが、本件を踏まえて、法令教育や届出等のチェック体制構築等をさらに徹底して取り組んでまいります。

<添付資料>

- ・水力発電所、変電所における附帯設備の電気事業法に基づく届出不備一覧表

以 上

水力発電所、変電所における付帯設備の電気事業法に基づく届出不備一覧表

分類	支店	事業場の名称	特定施設(圧縮機・送風機)		届出規定法令										
					電気事業法第48条第1項				電気関係報告規則第4条						
			用途	容量(kW)	工事計画届出(騒音)		工事計画届出(振動)		第14号(騒音)指定地域		第15号(振動)指定地域		第17号(振動)廃止		
					設置年月	台数	設置年月	台数	指定年月	台数	指定年月	台数	撤去年月	台数	
水力発電所	北海道	足寄発電所	空気圧縮機	11					H7.5	1	H7.5	1			
		中部	佐久間発電所	空気圧縮機	37 ↓ 75	H7.2	2	H7.2	2	S49.1	2	S53.1	2	H7.2	2
	空気圧縮機			22	S56.3	1	S56.3	1	S49.1	3	S53.1	3	S56.3	1	
				S57.9	1	S57.9	1	S57.9					1		
				S58.11	1	S58.11	1	S58.11					1		
	空気圧縮機		11	H7.2	2	H7.2	2	S49.1	2	S53.1	2	H7.2	2		
	送風機		37	H10.2	1			S49.1	1						
	送風機		30					S49.1	1						
	佐久間第二発電所	送風機	30	S57.6	8										
	西日本	西吉野第二発電所	空気圧縮機	10 ↓ 11	H2.2	1	H2.2	1	S53.4	1	S53.4	1	H2.2	1	
		瀬戸石発電所	空気圧縮機	14.8 ↓ 11	S63.12	1			S51.3	1					
		川内川第一発電所	空気圧縮機	11	H8.2	1			S52.11	2					
					H12.2	1									
		川内川第二発電所	送風機	15	H17.2	1			S52.11	1					
川内川第二発電所	空気圧縮機	7.5	S60.2	1			S52.11	1							
			H4.2	1											
変電所	東日本	南川越変電所	空気圧縮機	22	H3.3	4	H3.3	4	S43.12	7	S51.12	7	※1 H3.3	4	
													※2 H3.3	3	
		西東京変電所	空気圧縮機	45	H9.1	1	H9.1	1				S52.3	2	※1 H9.1	1
														※2 H9.1	1
	空気圧縮機		22	S62.2	2	S62.2	2			S52.3	6	※1 S62.2	2		
	※2 S62.2	4													
	空気圧縮機	15	H12.12	1	H12.12	1			S52.3	3	※1 H12.12	1			
	※2 H12.12	2													
	中部	名古屋変電所	空気圧縮機	22	S55.6	3	S55.6	3						S55.6	3
														S56.1	4
H3.2														2	
西日本	新生駒開閉所	送風機	7.5	H8.12	1			S53.4	1						
届出不備台数						35		19		24		27		36	
届出不備件数					20		11		13		9		18		

※1:更新する際に既設を撤去した。

※2:更新せずに、撤去のみを行った。